

佐倉市立小・中学校に係る部活動のガイドライン

平成31年 4月改訂



佐倉市教育委員会

佐倉市立小・中学校に係る部活動のガイドライン

1 主旨

平成30年3月にスポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び6月に千葉県教育委員会が改訂した「安全で充実した運動部活動のためのガイドライン」に則り、同月に「佐倉市立小・中学校に係る運動部活動のガイドライン」を策定した。さらにこのたび、平成30年12月に文化庁が策定した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び平成31年3月に千葉県教育委員会が改訂した「持続可能で充実した文化部活動のためのガイドライン」に則り、「佐倉市立小・中学校に係る運動部活動のガイドライン」を改訂し、部活動の運営が、適正かつ円滑に行われるよう必要な事項を定めるものとする。なお、小学校における課外を活用した運動部等についても、本ガイドラインの主旨を生かして、適切な指導を展開するものとする。

2 部活動の位置付けと意義

- (1) 部活動は学校教育の一環として行われ、学習指導要領にも規定されているものである。部活動は、子供たちの自主的・自発的な参加により行われるものであり、子供たちと教職員の関わりの中で個性の伸長を図りながら、活動を通して興味関心を育てていくものである。
- (2) 部活動は、各学校の教育課程での取り組みとあいまって、学校教育が目指す生きる力の育成を実現させる役割を果たしているため、学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築する必要がある。具体的には以下の点に留意する。
 - ① 会議等で全職員が情報を共有し、相互に理解や支援を重ね、組織的に取り組む。
 - ② 生徒理解に努め、能力や適性を見極め、個に応じた指導を心掛ける。
 - ③ 家庭や地域との連携を図り、信頼される学校づくりを進める。

3 部活動の在り方に関する方針

- (1) 本方針の扱いについて
本ガイドラインは、佐倉市立小・中学校を対象とする。小学校については、児童の心身の発達の程度にさらに配慮する必要がある。
- (2) 適切な運営のための体制整備
 - ① 方針等の策定について
 - ア 校長は、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。また、活動方針等は、毎年度見直しを行う。
 - イ 顧問は、年間の活動方針・活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成して、校長に提出する。
 - ② 指導体制の構築
 - ア 校長は、校務全体が効率的・効果的に実施されるよう顧問の決定に当たり、可能な範囲で複数顧問等の配置に配慮する。また、各部活動の活動内容を把握し、児童・生徒が安全に活動を行うことができるように配慮する。各種通知を踏まえ、教員の勤務時間管理等を行いながら負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。また、必要に応じて教師や児童・生徒の人数、施設等を鑑みて、運動部の数が適正であるか等検討する。
 - イ 地域ボランティアとして協力いただいている外部指導者に対して、教育委員会は、社会人活用推進事業を活用して対応に努める。

(3) 効果的な活動の推進に向けて

- ① 校長及び顧問は、児童・生徒の心身の健康管理や事故防止に万全を尽くし、体罰やハラスメントの根絶を徹底する。また、生徒のニーズを踏まえた環境整備に努める。
- ② 校長は、参加する大会等を把握し、児童・生徒や顧問の過度な負担とならないよう参加する大会等を精査する。併せて、部活動参加の機会が損なわれることがないよう、複数校の生徒による合同部活動等の取り組みについて考えていく必要がある。
- ③ 顧問は、休養を適切に取ることの必要性や過度な練習によるリスク等を正しく理解する。また、児童・生徒とのコミュニケーションを図り、運動部活動については、生涯に渡ってスポーツに親しむ基礎を培う。さらに、科学的トレーニングの積極的な導入等により、短時間で効果が得られる合理的でかつ効率的な指導を行うよう努める。文化部活動については、生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努める。体罰は厳禁とし、勝利至上主義に偏るあまり、生徒の人格を傷つける行動や体罰を厳しい指導として正当化することは、決してあってはならない。

(4) 適切な休養日等の設定について

- ① 活動時間については、平日の練習時間は2時間程度とし、土曜日及び日曜日を含む学校の休業日は3時間程度とする。これを超えて活動する場合は、その前後の活動時間を短縮すること等により、過度にならないよう留意する。
- ② 休養日の設定については、学期中は平日に1日以上、休業日に1日以上、少なくとも週当たり2日以上、休養日を設けることを基準とする。休業日に大会等に参加した場合は、他の日に休養日を振り替える。また、長期休業中は、学期中の休養日の設定に準じた扱いとするが、児童・生徒が十分な休養を取ることができるよう、まとまった休養期間を設ける。
- ③ 休養日及び活動時間等の設定については、効率的・効果的な部活動の推進に向け、地域や学校の実態を踏まえて行うものとする。また、定期試験前後の一定期間に休養日を設けたり、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定める等の工夫をすること。

4 学校及び顧問の役割

(1) 活動方針の策定及び活動計画の作成について

- ① 活動方針の策定に当たっては、学校教育目標を踏まえ、児童・生徒が生涯にわたってスポーツや芸術文化等の活動に親しむ基礎を育むこと、発達の段階に応じバランスのとれた心身の成長を促すことに十分留意する。
- ② 活動計画の作成に当たっては、学校教育の一環として、学校教育目標や指導方針に則り作成する。その際、長期的な期間や各学年等での練習内容とねらい、必要経費等を明確にし、部活動保護者会などの場を活用して理解を得るように努める。加えて、年間を見通した活動日や参加予定の大会日程等を明記することと併せ、月毎に活動日又は休養日がわかる計画及びその実績を作成し、校長に提出する。なお、大会の結果や日常の活動を通して生徒等の意見を把握する中で、適宜、目標や計画を見直していくことも大切である。

(2) 運営上の留意事項について

- ① 顧問は、児童・生徒が主体的に取り組めるような指導を工夫すると共に、子供の健康状況や精神状況等に気を配り、個々の状況に合わせた指導に心がける。
- ② 顧問は、学級担任や養護教諭等との情報共有を進め、部活動内外におけるいじ

めの根絶を目指すと共に、いじめのない部活動集団づくりに努める。

- ③ 物品の購入や大会等への参加費の徴収など金銭に関わることについては、事前に校長に許可を得ると共に、会計報告等の作成により保護者への説明を丁寧に行う必要がある。また、領収書等の保管についても校内でルールを設けて適切に対応することにより、説明責任を果たせるように会計の取扱に留意する。

(3) 家庭や地域等との連携について

- ① 保護者の理解や協力は欠かせないものであることから、保護者会の開催等、機会を捉えて情報交換や意見交換等を行うことにより、意思の疎通を図るように努める。
- ② 大会の応援や活動補助など、保護者に協力を求める際には、過度な協力要請にならないよう配慮が必要である。
- ③ 特に、地域の見守り活動等については、活動計画を事前に渡すなど丁寧に対応すると共に、変更等が生じた場合にも速やかに連絡を入れることが大切である。

(4) けがや事故の防止について

- ① 児童・生徒の個々の体力や技術の習得状況等を把握し、無理のない練習となるよう留意する。また、発達段階に応じた指導を心がけ、健康状況等を自己申告できる集団づくりにも配慮する。近年の温暖化による熱中症への対応は、十分な知識と正確な対応が必要であることから、養護教諭と連携した対応策を検討しておく。
- ② 事故防止に向けて、種目の特性に合わせた活動ルールの周知・徹底を図り、自他の安全について意識の高揚を図る。また、校外での活動の際は、特に移動中の安全指導を徹底し、引率責任者がつくことを基本とする。併せて、公共交通機関を利用する際のマナー等については、日頃から指導を繰り返すことが望まれる。
- ③ 顧問として、施設・設備や用具の管理には万全を期すと共に、日常的な安全点検を丁寧に行うことが大切である。顧問自らの点検と子供達からの情報を元に速やかに対処に当たる必要がある。
- ④ 怪我人や病人、また、不測の事態に備え、校内の緊急体制を整えておくことが必要である。各学校で作成している危機対応マニュアルに則り、速やかに対応(手当・報告・連絡等)すること。特に、全職員間での共通理解を徹底し、定期的なマニュアル等も見直すこと。また、AEDやエピペン等を含む応急処置の仕方等については、研修等を確実にを行うことが重要である。

5 その他

(1) 様式等について

千葉県教育委員会が策定した「安全で充実した運動部活動のためのガイドライン」及び「持続可能で充実した文化部活動のためのガイドライン」の中に、活動方針や活動計画等の書式が掲載されているので、必要に応じて活用することができる。

(2) 本方針の見直し等は、状況に応じて行うものとする。

「佐倉市立小・中学校に係る運動部活動のガイドライン」

平成30年6月に策定

「佐倉市立小・中学校に係る部活動のガイドライン」

平成31年4月に改訂